



〈レビュー・アーティクル〉「所有」と「支配」の分離について

二木, 雄策

(Citation)

国民経済雑誌, 143(3):96-105

(Issue Date)

1981-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD01)

<https://doi.org/10.24546/00172589>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00172589>



「所有」と「支配」の分離について

二 木 雄 策

0

株式会社の規模が大きくなるにつれ、その発行株式が多数の株主間に分散し、いわゆる「所有と支配の分離」が不可避となると主張したのは Berle=Means [2] であった。彼等は1930年におけるアメリカの最大企業 200 社を対象に、それらの最大株主の所有比率が20%未満のものを経営者支配であるとし、それが 200 社中82社 (41%) にも達しているとした。このような<事実>をもとに、彼等は「巨大企業の株式所有が分散するにつれそれらの支配についての新しい状態が発生しているのは明白」¹ であり「支配は多くの場合、所有とかけ離れて維持されている」と述べている。このような「支配なき富の所有と所有なき富の支配とが企業発展の論理的帰結である」とした彼等の主張は、その後コンセンサスを得、社会科学の通念となっている感すらある。そしてこのいわば「分離論」に決定的な根拠を与えたのは、おそらく Larner [10] であろう。彼は本質的には Berle=Means の分析方法を踏襲したうえで、1963年には最大 200 社のうち 169 社 (84.5%) が「経営者支配」として分類されることを明白にしている。(もっとも Larner の場合、経営者支配と所有者支配とを区別する境界線は10%である。) この結果を Berle=Means のそれに対比させることを通して、Larner は「1929年に Berle=Means が進行中であるとした経営者革命は、34年後にはほぼ完成している」²と結論づけている。

しかしながらこのような立場を疑問視する論議が存在しないわけではない。本稿ではそのような「反分離論」とでもいうべき立場をとるいくつかの研究をとりあげ、それらの論点の整理を試みる。

1

Berle=Means, Larner の「分離論」に対する反論はおおよそ三つの型に大別されるように思われる。その第一は「分離論」を裏づける統計資料そのものに対する疑問で、

1 Berle=Means [2], p. 117. (北島訳, p. 142.)

2 Berle=Means [2], p. 69. (北島訳, p. 88.)

3 Larner [10], p. 22.

これは Zeitlin [19] が指摘しているのだが、①対象企業の選択についての疑問、②企業の株式所有についての資料の不完全さに対する疑問、の二つに細分されよう。

第一の点についていえば、Zeitlin は Berle=Means, Lerner における分析対象企業の選択が個人所有会社 (privately owned company) や株式の非公開企業を前もって排除しておこなわれている点を指摘し、このような処置は所有者支配企業の比重を不当に低くするものであり、もし Lerner の分析にこれらの企業を含めるとすれば17社がそれに相当し、それだけ所有者支配企業が増大するはずだと主張している。⁴

この点は確かにそうなのだが、Zeitlin [19] に対するコメントの中で、Allen [1] はこれらの企業はいずれも 100 位までのリストには含まれず、その半数以上が400～500位に含まれるにすぎないことを指摘し、したがってこれら個人所有企業、非公開企業を考慮に入れたとしても「分離論」は本質的な影響をうけるものではないと反論している。⁵

対象企業の株式所有についての資料の不完全さが分析結果にバイアスを与えているという Zeitlin の第二の主張は、Berle=Means 自身によって認識されていたものである。彼等はその分析結果がせいぜい断片的な証拠から引き出されたものにすぎないので、企業の支配形態の分類そのものが「多くの誤差を必然的に伴わざるをえない」ものだと述べている。事実 Berle=Means [2] に掲げられている表をみると、対象企業 200 社のうち73社は「その株式の大半が広く分散しており、支配権が少数株式所有者か経営者かのいずれかによって所有されていると信じられる (believed)」ものであり、そのうち29社の支配権が「想像上 (presumably)」少数株式所有者によって、残りの 44 社の支配権が「想像上」経営者によって、それぞれ所有されているものだとされている。⁶

このような分類のあいまいさは、200 大企業の直接的支配をしめた表14では、経営者支配、少数所有者支配が、「そうであるもの (known to be so controlled)」と、「そうだと思われるもの (thought to be so controlled)」という二つの範疇に分類されていることで顕示されているのだが、究極的支配をしめた表13ではこの区別はなく、それらはいずれも「経営者支配」および「少数所有者支配」という単一の範疇にまとめられてしまっている。そして Zeitlin が指摘したように、Berle=Means [2] が公にされて以

4 Zeitlin [19], p. 1085.

5 Allen [1], p. 887.

6 Berle=Means は、株式所有についての正確で信頼できる情報がえられるのは、対象企業の約 2/3 にすぎないとしている。[2], p. 91. (訳, p. 113.)

7 Berle=Means [2], p. 90. (北島訳, p. 112.)

8 Berle=Means [2], pp. 112, 113. (北島訳, pp. 136, 137.), 傍点引用者。

9 経営者支配についていえば、「そうであるもの」が21社、「そうだと思われるもの」が44社である。Berle=Means [2] p. 116. (北島訳, p. 143.)

来、多くの学者がこの究極的支配についての結果のみを、何の注釈もなしに引用し、それを「分離論」の唯一の論拠としてきたというくらいは否定しがたいように思われる。

“結果の一人歩き”とでもいうべきこのような現象は、Berle=Means 自身の責任ではなく、彼等の結果を不用意に引用した側の責任だとみるのが正当ではあろうが、いずれにしる Berle=Means [2] では、通常考えられているほどには「分離」が明確なたちで論証されたものではなかったといわなければならない、この点を指摘した Zeitlin の論点はそれなりに評価されなければならない。

株式所有に関するデータそのものの不完全さを論拠に「分離論」を批判したもうひとつの文献に Burch [4] がある。彼は Berle=Means の用いた情報源が不十分のものであったが故に「多くの企業が誤った支配形態の下に分類されている」¹⁰と述べている。更に Burch は同様の論拠を Lerner [10] にもむけ、彼が資料として用いた委任勧誘状 (proxy statements) では現在の重役とその家族の持株のみが挙げられ、しばしば他の大株主による所有株式がしめされていないことを指摘している。¹¹したがって彼は「経営者革命という考え方がアメリカでかくも広く普及した大きな理由のひとつは株式所有についての信頼しうる証拠がないからだ」¹²とさえ主張している。

もっとも Burch [4] で注目すべきなのは、彼が従来の諸研究のもつ欠陥を指摘したにとどまらず、新しいデータに基づいて大企業の所有形態の分類を試みたことであろう。彼は基本的資料として各企業の株式所有状況のみならず重役のポストをも採用し、1965 年における巨大企業¹³450社を次の三つのタイプに分類している。①家族支配のもの (probably family control): このカテゴリーに属する企業は、a. 4～5%以上の株式が特定の家族によって所有されており、かつ b. 重役会のメンバーの中に家族の代表が相当期間に亘って含まれているもの。②家族支配の可能性のあるもの (possibly family control): これは利用可能なデータが充分ではなく、したがって支配形態について信頼できる評価をすることはできないけれども、家族の影響力の明確な徴候が存在するもの。③経営者支配のもの (probably management control): これは家族支配だとする証拠が何ら存在しないもの。

Burch は以上のような基準の設定と Fortune, Time, Business Week などから収集した資料とから、第3のカテゴリーに属する企業が、1965年現在、製造業300社中上位100社で36.0%、200社で39.5%、300社で42.7%にも達していることをしめし、¹⁴このような

10 Burch [4], p. 2.

11 Burch [4], p. 21.

12 Burch [4], p. 9.

13 内訳は製造業 300社、商業、運送業、商業銀行各50社。

状態がはたして「経営者革命」と呼べるであろうかという疑問を提示し「アメリカの経営者革命はいまだ完成に程遠いものであることは明白である」という。¹⁵

2

「分離論」に対する第二の批判は、Berle=Means の「法的手段による支配 (control through a legal device)」についてのものである。法的手段による支配はピラミッド状支配 (pyramiding)、無議決株式の利用、議決権信託の組織化、の三つのタイプからなるとされており、Berle=Means はこれらを所有者支配でもまた経営者支配でもないものとして表示している。しかしながら彼等が「会社数の65%が経営者か法的手段のいずれかによって支配されている」ことを「所有と支配の分離の程度が重要になったことをしめす」根拠としていることからわかるように、実質的には法的手段による支配を非所有者支配だとしている。しかしはたしてそうであろうか。例えばピラミッド状支配というのは、ある特定の (例えば) 個人XがA社の株式の過半数を所有し、このA社がB社の半分以上の株式を所有するとき、B社を支配するのはつまるところXだということなのだが、このXのBに対する支配は、はたして経営者支配に近いものだと解釈すべきなのであるか。あるいはそうではなく、XのBに対する支配が、株式の所有を通しておこなわれるが故に、Berle=Means の解釈とは逆に、ピラミッド状支配は本質的には所有者支配だとみなすべきなのであるか。Berle=Means は、企業Bの株式のうちXが所有するものは、計算上 $\frac{1}{4}$ にすぎないから「所有と支配とは分離している」としたのであるが、¹⁷Larner はこのような考え方に反対し、「法的手段による支配は所有者支配の一形態である。なぜならそれは株式所有に基づいており、経営者の戦略的立場に基づいたものではないからである」とし、それは「たんに支配に必要な株式数を減少せしめるものにすぎない」¹⁸という。

この二つの立場のいずれが正しいのであろうか。すくなくともピラミッド状支配に関するかぎり、それが株式所有の積重ねから成立するものであり、したがって株式所有がないかぎりピラミッド状支配もまた存在しないという点において、Larner の意見に与す

14 Burch [4], p. 68.

15 Burch [4], p. 103.

16 Berle=Means [2], pp. 94, 114. (北島訳, p. 117.)

17 この数値はいわば極大値である。なぜならば間に介在する企業の数が増えれば増えるほどこの数値は低下するし、また実際には過半数に達しない株式所有で企業支配が可能であるので、その面でも低下する。

18 Larner [10], p. 132. もっとも Larner の計測では、法的手段に相当する企業は僅か4.5%にしかすぎず、したがっていずれの解釈をとろうが、彼の分析の大勢に影響はないとみなければならぬ。

るのが正しいように思われる。

3

「分離論」に対する疑問の第三のタイプは株主の機関化現象に関係している。広く知られているように、近年におけるアメリカの株式所有構造は、信託・保険・年金基金などのいわゆる機関投資家の所有比率の増加によって特徴づけられるのであるが、この現象は所有と支配の問題に対してどのような影響をもたらすのであろうか。

形式的にいえば、機関投資家の株式所有を零細な株主による所有と同質のものとし、それを株式所有の分散だとする立場と、それを銀行等への株式の集中だとする立場とが考えられるであろう。さらに第1の立場には、分散が経営者支配を支えるとするものと、逆に所有者支配を容易にするとするものが可能性として考えられる。前者が「分離論」に、後者が「反分離論」に結びつくのは明白だが、本稿の目的から、ここでは後者の立場に論及しておかなければならない。これは機関投資家による株式所有を株式の分散とみるわけだから、その結果個人が企業を支配するのに必要な株式の所有比率が（例えば20%から5%へと）低下し、それだけ個人による所有者支配の実現の可能性が大きくなるとする立場である。

この点に関係する研究として、まず Chevalier [5] を挙げておこう。彼は1965—66年を対象に、販売額を基準として選択した最大200社を、①過半数所有支配、②少数所有支配、③支配的影響 (dominant influence、これは持株比が5%以下だが、その企業に決定的な影響を与えるグループが存在するもの。) ④経営者支配、の四つのタイプに分類したのであるが、少数所有支配と経営者支配との境界を持株比率5%と、Berle=Means (20%)¹⁹ や Larner (10%) よりも低い値においている。その結果、Chevalier は200社中、80社が経営者支配の形態をとるにすぎないとしている。もっとも境界として5%が選ばれた理由は明確ではないし、それを機関化現象に直結させるのはミスリーディングだとさえ思われるのであるが、²⁰「1938年から1965—66年にかけて経営者支配が大幅に増加したと推論するのは困難である」という結論が、この5%基準に依存したものである²¹ことは否定できないであろう。

もっとも Chevalier が「分離論」、特に Larner に対する疑問として主張したのは分類基準の値についてではない。彼が強調しているのは Larner が近時増加してきた金融

19 Chevalier は少数所有支配の条件として、たんに5%以上の株式所有を挙げるだけではなく、それが重役会のメンバーによる所有であることを挙げている。[5], p. 164.

20 Chevalier 自身は5%を arbitrary なものだとしている。[5], p. 175.

21 Chevalier [5], p. 172. なお1938年はTNECの調査時点である。

機関の株式所有を見落しているという点である。Chevalier が分析対象とした 200 社のうち、支配的影響を含めた「所有者支配」の形態にあるのは 120 社だが、そのうち支配主体が「銀行およびその他の金融機関」であるものが 31 社と全体の 25.8% にも達している。²² それにもかかわらず「Larner の研究がアメリカの産業で現に生じているこのような支配メカニズムの基礎的な推移に言及していないのは残念なことだ」と Chevalier は述べているのである。

Larner に対する Chevalier のこのような批判は、より一般的に言えば、機関投資家の株式所有がそれらへの集中だとする第二の立場に直結するものだとみなすことができよう。この立場は、当然のことながら金融機関による企業支配を認める立場となるわけで、このような見解を代表する一人が Kotz [9] である。もっとも彼自身が指摘しているように、企業に対する金融機関の支配という考えは新しいものではない。Hilferding [8] によって代表されるように、この考えは今世紀初頭では一般的のものであったと考えることができるからである。しかしながら、第二次大戦以降、この理論の影響力は急速に減少していった。例えば Sweezy [13] は「かつて栄光の日をもった銀行資本は、ふたたび産業資本に対する補助的な地位に立ち帰った」のであり、その支配は競争的資本主義から独占資本主義への移行に際して現れた「一時的局面」にしかすぎないと主張した。²⁴ それにもかかわらず 1960 年代以降、部分的であるにせよ金融支配論が復活してきた背景として、Kotz は次の二つを挙げている。第 1 はアメリカの大企業の外部資金依存度が長期的にみても低下していないということであり、第 2 は株主の機関化現象が生じてきたことである。²⁵ もっともこの第二の現象に関しては、すでに Patman 報告 [15], S E C の調査 [12], Metcalf 報告 [16], [17] などが存在し、またそれを金融支配に結びつける Fitch=Oppenheimer [6] とそれに疑問をむける Sweezy=Magdoff [14], O'Connor [11], Herman [7] らとの間に論争がおこなわれてきた。しかしながら Kotz はこれらはいずれも金融支配論が経営者支配論に対して提示した挑戦に対する明確な回答を与えてるものではなく、したがってこれらの諸々の資料を用いた「金融支配説の系統的研究と評価とが必要である」と主張する。²⁷

22 もっとも多いのは支配主体が「個人・家族」のもので、120 社中 69 社 (57.5%) を占めている。

Chevalier [5], p. 166.

23 Chevalier [5], p. 169.

24 Sweezy [13], p. 268. (中村訳, p. 365, 都留訳, pp. 329, 330.)

25 Kotz [9], p. 9.

26 Kotz は Fitch らの論争が銀行の役割について混乱を残し、論争の問題点そのものさえも明白ではないと評価している。[9], p. 12.

27 Kotz [9], p. 9.

このような認識に立って、Kotz は1967—69年を対象期間として米国の最大200社をとりあげ、それらの株式所有状況、金融機関からの借入れ、役員派遣を指標として、それらを①金融支配、②所有者支配、③その他、④支配中心なし (no identified center of control) の四つのカテゴリーに分類している。このうち④が従来の経営者支配に相当するとみることができるのだが、最大200社のうちこの範疇に含まれるのは85社 (42.5%) と半数以下であり、さらにこのうち個人もしくは金融機関が支配していると推測されるものを除外すれば、その数は61社 (30.5%) にしかすぎないことになる。²⁸ この数値は例えば Larner の75.4%という計測結果よりも格段に低い値をしめしている。これに対して金融支配の企業は78社 (39.0%) にも達しており、これは「1960年代末では金融支配が巨大非金融企業に対する非常に重要な支配形態である」ことをしめしていると Kotz は主張するのである。³¹

このような Kotz の考え方に対しては、計測結果そのものに疑問をさしはさまないとしても、銀行を支配するものが誰かを明確にしなければならないという問題が残るように思われる。「分離論」というのは、つまるところ誰が企業を支配するのかというものであり、銀行自身が企業である以上、この銀行を誰が支配するのかを明確にしなければ真に企業を支配するのは誰かという問題、したがって所有と支配の分離という問題に対する最終的な解答はえられないように思われるからである。就中、Kotz 自身が究極的支配の重要性を強調していることをみれば、この感は一層強まるのである。³²

銀行の支配者は誰かという問題については、さしあたり次の二つの解答の可能性があるように思われる。第一は Kotz 自身をその範疇に含ませることができるのだが、銀行は個人によって支配されているとする立場である。例えば Kotz は「もっとも富裕でもっとも有力な資本家が銀行を通して力を発揮するのは驚くにあたらず」したがって「究極的な力は現代大企業の主要株主であり債権者でもある銀行家が掌握している」³³ という。このような視点をとれば、現代の社会は「分離論」が主張するように経営者層が資本家

28 Kotz [9], p. 75. なお実際の分類では、金融支配、所有者支配はいずれも「完全」と「部分的」とに分けられている。Ibid., pp. 76 ~ 78.

29 ただしこれらの数値は金融機関グループによる支配を含む数値である。それを除外すれば92社、64社となる。Kotz [9], p. 97.

30 もっとも Larner は500社を対象にした。

31 Kotz [9], p. 98.

32 もっとも、Kotz 自身は究極的支配主体への遡及は、「支配者の地位から非金融企業が消去されるまで」(傍点引用者)続けられるとしている。これは金融支配を前提したものだともみなすことができる。[9], p. 83.

33 Kotz [9], pp. 148, 149.

の力を奪ったものではなく、「少数の資本家が残りの資本家から」³⁴支配力を奪った社会であるということになる。ただし Kotz のこのような見解は、銀行の株主したがってその支配形態を明確にすることを通して論証されているわけではない。³⁵彼は分析の対象から金融機関を除外し、非金融企業のみをとりあげているにすぎないのである。

もっとも銀行を分析対象としてとりあげ、それらの所有と支配との関係を追求めた試みがないわけではない。例えば Burch は資産を指標として商業銀行50社をとり出し、すでに触れたような方法に基づいた分析の結果、経営者支配と思われるものが全体の48%、家族支配と思われるものが52%であることをしめし、この分野でも家族が依然として強力な力を維持していることを主張している。

これに対して銀行が経営者支配であるとするものが第二の解答である。この立場を論証しようとしたのが Vernon [18] で、彼は1962年におけるアメリカ連邦準備制度のメンバーである200大銀行をとり出し、それらの74.5%のものが経営者支配であるという結果を出している。すなわち彼は Lerner にならって株式所有比率10%を境にして、それ以上を所有者支配、それ未満を経営者支配としたうえで、200の銀行を分類したところ、そのうち149社(74.5%)が経営者支配であるのに対し、所有者支配は僅か44社(22.0%)にしかすぎず、銀行業においても「経営者支配がもっとも優勢な支配形態になっている」³⁶と述べ、Lerner が非金融業を対象にして立証した「分離論」が銀行についても妥当するものだとしている。

しかしながら、このような相対立した結果がどこから生じたのかを資料に基づいて明らかにすることはできない。その判断を可能にするだけの詳細なデータがこれらの論文からはえられないからである。³⁷しかしながらいずれの論文にも方法上の問題がないわけではない。特に Burch は機関投資家によって所有されている株式を、データ不足を理由にして、支配形態の判断材料から除外している。³⁸しかし銀行の支配形態を問題にしなければならぬのが、機関投資家の株式所有が増大したからだという本稿の文脈からすれば、この処理方法は一種の自己撞着に帰することになる。

しかしながらこれらに共通したより重要な疑問点は、Zeitlin が指摘しているように、彼等がいずれも「銀行が相互に相当数の株式を所有しあっていることを考慮してない」³⁹ことである。彼等は支配形態決定の判断材料として、個人・家族などの持株比率の

34 Kotz [9], p. 149.

35 Kotz [9] では二、三の銀行が個人支配であることが例示されているにすぎない。p. 149.

36 Vernon [18], p. 651.

37 例えば Vernon [18] では、対象とされた200の銀行名もまたそれらを経営者支配、所有者支配のいずれかに分類した根拠もしめされていない。

38 Burch [4], p. 17.

みを取りあげ、それ以外、例えば企業や銀行の所有株式を考慮していない。Burch がそのようなものであることはすでに述べたが、Vernon もまた「個人、姓によって同一の家族とみなしうる個人の集まり、仕事上の仲間とみなしうる個人の集まり」を「集団 (party)」と定義したうえで、「10%以上の株式が一つの集団に集中しているか否か」が、企業が所有者支配か経営者支配かのボーダーラインであるとし、「集団」以外の株主による株式所有を判断の枠外においてしまっている。⁴⁰

問題はこのような処理方法が正しいかどうかである。その解答は、銀行の株式が個人以外の主体によってどの程度所有されているかに懸っている。もしも金融機関の株式が広義の個人によってすべて所有されているとすれば、上記のような方法は完全に容認できる。しかしながらそうではなくて銀行の株式を銀行や企業が相当数所有しているとすれば、広義での個人だけを株主とみなし、その上で各銀行の支配形態をきめようとする彼等の試みはミスリーディングであるといわなければならない。

もっとも銀行の株式が誰によってどれだけ所有されているかを包括的に知ることにはできない。いくつかの資料から、それは断片的にわかるにすぎないのだが、例えば Metcalf 報告 [16] によれば主要 9 銀行の発行株式のうち 30 大株主としての銀行の所有する比率が 22.5%にも達しているのに対し、個人のそれは僅か 0.6%にしかすぎない。⁴¹ また Blumberg [3] によれば、Chase Manhattan など 9 銀行株式の Chase Manhattan 自身を含む 13 銀行による所有比率は 5.2%~18.9%の範囲にあり、9 銀行中 5 銀行においてはそれが 10%以上となっている。これらを勘案すれば、銀行の株式所有において銀行自身の持株を無視するのは正しい方法だとはいえないことになる。もしも銀行の支配形態を正確に把握しようとするならば——そしてこのことは、機関化現象を考慮すれば、非金融企業の支配形態を正確に把握することになるのだが——銀行による銀行の株式所有を考慮の中に入れざるをえないことになる。

Zeitlin はこの点について、株式の相互所有が「個人・家族株主が支配を維持するためには所有しなければならない株式の量を減少せしめる」⁴² というのであるが、事はさほど単純ではないのではなかろうか。そうではなくて、この問題の核心は企業の支配形態を考察する際、株式の相互所有をどのように処理するかという新しい分析方法の必要性につながるということにこそ見い出されねばならないように思われる。⁴³

39 Zeitlin [19], p. 1106.

40 Vernon [18], p. 652.

41 この点については拙稿 [20], pp. 30~39 参照。

42 Zeitlin [19], p. 1106.

43 本稿は日本経済研究奨励財団から助成を受けた研究課題の結果の一部を構成する。

引用文献

- [1] Allen, M. P., Management Control in the Large Corporation: Comment on Zeitlin, *American Journal of Sociology*, Vol. 81, No. 4 (1976).
- [2] Berle, A. A. Jr. & G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1932, rev. ed. 1969. (北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』, 昭和33年。)
- [3] Blumberg, P. I., *The Megacorporation in American Society: The Scope of Corporate Power*, 1975.
- [4] Burch, P. H., *The Managerial Revolution Reassessed*, 1972.
- [5] Chevalier, J.-M., The Problem of Control in Large American Corporations, *The Antitrust Bulletin*, No. 14 (1969).
- [6] Fitch, R. & M. Oppenheimer, Who Rules the Corporations?, *Socialist Revolution*, No. 4-6 (1970). (岩田, 高橋監訳『だれが会社を支配するか』, 昭和53年。)
- [7] Herman, E. S., Do Bankers Control Corporations?, *Monthly Review*, Vol. 25, No. 2 (1973).
- [8] Hilferding, R., *Das Finanzkapital*, 1910. (岡崎次郎訳『金融資本論』, 昭和30—31。)
- [9] Kotz, D. M., *Bank Control of Large Corporations in the United States*, 1978.
- [10] Lerner, R. J., *Management Control and the Large Corporation*, 1970.
- [11] O'Connor, J., Who Rules the Corporations? The Ruling Class, *Socialist Revolution*, No. 7 (1971). (岩田, 高橋監訳, 前掲書所収。)
- [12] SEC, *Report of Special Study of Securities Markets*, 1963.
- [13] Sweezy, P. M., *The Theory of Capitalist Development*, 1942. (中村金治訳『資本主義発展の理論』, 昭和26年, 都留重人訳, 昭和42年。)
- [14] Sweezy, P. M. & H. Magdoff, *The Dynamics of U. S. Capitalism*, 1972. (岸本重陳訳『アメリカ資本主義の動態』, 昭和53年。)
- [15] United States Congress, House of Representatives, Committee on Banking and Currency, Subcommittee on Domestic Finance, *Commercial Banks and their Trust Activities*, 1968. (志村嘉一訳『銀行集中と産業支配』, 昭和45年。)
- [16] United States Senate, Committee on Governmental Operations, Subcommittees on Intergovernmental Relations, and Budgeting, Management, and Expenditures, *Disclosure of Corporate Ownership*, 1974.
- [17] —, *Corporate Ownership and Control*, 1975.
- [18] Vernon, J. R., Ownership and Control among Large Member Banks, *Journal of Finance*, Vol. 25, No. 3(1970).
- [19] Zeitlin, M., Corporate Ownership and Control: The Large Corporation and the Capital Class, *American Journal of Sociology*, Vol. 79, No. 5 (1974).
- [20] 二木雄策「米・英の株式所有統計」, 『研究年報26』(神戸大学経営学部), 昭和55年。